

第11回人権賞 受賞者 豊田 誠（弁護士）

【受賞理由】

水俣病問題の解決のために結成された水俣病全国連の事務局長として、その先頭に立って活動をリード。水俣病早期解決を求める国民的・国際的世論を盛り上げ、国会や政府に強力に働きかけて、最終的に全面解決に導いた活動に対して。

Q1 どのようなきっかけから「受賞テーマ」に取り組むようになりましたか。

公害の原点といわれる「水俣病問題」については、日弁連公害対策委員会の一員としてこの人権問題打開のための政策提言にも関与していたが、心に重くのしかかってきていた。1984年、川崎市で水俣病患者に会う機会があった。漁場を失って移住してきたのだが、息子の縁談が壊れるのをおそれて裁判に立ちあがるのを躊躇している姿にふれ、その被害の底知れぬ深さに怒りを感じ、取り組むようになった。

Q2 その活動には、どのようなご苦労がありましたか。

万余の患者たちが何らの救済もされずに放置されてきたのは、公害健康被害補償法の認定要件が厳格化されたことによるものである。この患者の切り捨て政策の転換を図らなければ、裁判での勝訴だけでは、患者救済も実現できない政治課題となっていた。解決の展望に確信をもてなかった段階では、共に裁判をたたかうための患者たちの団結とその団結のひろがりをもとに築きあげていくかが、最も困難な事業だった。

Q3 人権賞を受賞してどのような変化がありましたか。

共にたたかった患者、弁護団、支援者と受賞の喜びを共有する（記念パーティの開催など）とともに、この人権擁護にかかわった人々に共通の確信が生まれたこと。特に若い法曹に、人権問題に専心しようという熱意を点火することになった。

Q4 「受賞テーマ」はどのように発展・継承され、現在はどのような活動状況となっていますか。

患者たちは、被害救済の実現をめざす運動はもちろん、公害の悲惨な体験を話す「語り部」活動を通じ、地域住民と共同の活動を展開している。解決書『水俣病裁判』を刊行。また、資料集『水俣病裁判全史』（全5巻）の上梓もめざしている。

今秋、水銀国際会議が開催されるが、国の企画による総括文書が発表されたのを受け、患者たちはこれを批判した総括文書をまとめ、日本の経験を世界に訴える作業を進めている。

Q5 あなたにとって、いま最も関心のある「テーマ」は何ですか。

ハンセン病被収容者とその家族たちの人権問題である。1907年からほ

ば90年におよぶハンセン病の強制隔離政策は、まさに国家による犯罪といえる。現在、熊本・東京・岡山の各地方裁判所で、「らい予防法違憲訴訟」がたたかわれ、国の責任をきびしく追及している。診療所という名の収容所の実態を、歴史的・法的に徹底的に解明したいと考えている。つくられた偏見と差別の社会構造から、私たちが何を学びとるかが、21世紀への礎となると考える。

Q6 新たにはぐくむべき「人権」のテーマなど、今後の抱負や活動目標とともに聞かせください。

地球温暖化、オゾンホール、砂漠化、酸性雨、熱帯雨林の減少、絶滅種など地球環境問題は、人類の生存そのものが危機にさらされていることを示している。さらに環境ホルモン、遺伝子組み換え食品など人間の生存にかかわる問題が山積している。これらの諸問題は、その実態の解明が著しく立ち遅れているうえ、地球温暖化問題にみられるように、国益が横車を押す嘆かわしい現実にある。地球規模で人権問題を把えるひつようがあるとともに、水俣病を例にとっても、国内の公害環境問題一つを解決するのに半世紀もかかるというこの国の現状を一刻も早く改めたい。とりわけ、今日のグローバリゼーションの世界的濁流は、著しい経済格差と精神的荒廃をもたらし、新たな人権問題の萌芽となる危険がある。経済のグローバル化に伴う新しい人権侵害に、眼を光らせていきたいと考えている。